



五嶋 義行

五嶋 昨年10月に行われた、ご当地グルメと、大阿蘇元気ウォークのイベントの評価と課題は。

吉良商工観光課長 ご当地グルメは、メインスポンサーがアサヒビールで、22品目のグルメが出店され、2日間で3万人の人数がありました。地元の方の販売ブースもあり、非常に賑わいました。課題としては、地元のご当地グルメ推進会の強化と、阿蘇の食のアピール不足だと思います。大阿蘇元気ウォークについては、あいにくの雨にもかかわらず、2日間で千五百人の参加がありました。今後は、環境・食・温泉・運動という4本の柱からなる健康づくりの郷に合わせたイベントにし、阿蘇市内にもウォーキング協会を作って、もっと充実した展開にしたいと思っています。

五嶋 このことについて、詳しい



グルメフェアの様子

説明を。
渡邊経済部長 「仮称」ですが、草原学習センターということになっております。市長が、環境省に要望して実現に向け動き出した施設で、阿蘇の草原の現状と課題、それと草再生に向けた牧野組合、各種団体、ボランティアの活動拠点施設として整備するものです。場所は、はな阿蘇美前の阿蘇市有地です。この施設が整備されることで、草再生はもとより、阿蘇観光に果たす役割も大きくなりますし、世界ジオパーク認定、世界文化遺産といった取り組みにも弾みになるものと期待しています。



阿南 善範

阿南 阿蘇市を訪ねるお客様は少しずつではあるが増加している。観光のニーズは個人差があるが、外輪山や阿蘇山を歩く人達もよく見かける様になりました。常設の周遊コースを設置すれば、曜日とか天候も自由に設定出来るメリットがあると思うが。

吉良商工観光課長 健康づくりの郷事業の一環としてウォーキング大会を開催しています。トレッキングルートを設定するとなると牧野を歩く事になり、口蹄疫とかが心配です。

阿南 もちろん牧場内の通過はできるだけ避けたいです。通過地点については地元関係者の皆様と話し合い、決定しなければいけないと思うが。

商工観光課長 牧野関係者等の方々の話し合いが解決すれば出来ると思います。

阿南 阿蘇には地元の集落から外輪山上へ通じる多くの山道が存在します。災害時には避難ルートにもなる。



トレッキングコース

る。これらの山道には水場や巨石、巨木野草や花も多く、又文化や歴史なども豊富であり、阿蘇市民や観光客に周知すれば、お客様の増加にもつながると思うが。

商工観光課長 観光商品になるものの情報発信については、出来るだけ推進したいと思っています。

阿南 ホーストレッキング等も行ってはどうか。

商工観光課長 ホーストレッキングについては、現在すでに行なわれています。

阿南 現在、阿蘇市の湖沼に発生している水草は何であるか。

本山農政課長 詳しく調査しなくては解りませんが、赤浮草であれば、浮遊性のシダ植物で、以前は各地で見られましたが、農薬等に弱く近年では、ほとんど見られなくなっています。



市原 正

市原 観光について、現状と方向性をどのようにとらえているか。

渡邊経済部長 九州で有数の観光地であり、年間400万人近く(宿泊も80万人)の観光客に来ていただいています。経済効果の部分がなかなか見えない状況を踏まえ、一昨年からANA総研の前田地域マネージャーに来ていただき、「おもてなし」や「食」の部分を含めた観光の開発に取り組み、併せて、温泉・食・運動・環境の4つの要素から「健康づくりの郷」とテーマを挙げ、長期滞在型の観光地、地域資源をうまく使いこなし地域経済に繋がる観光地を目指す、観光政策に取り組んでおります。

市原 2月の臨時議会で可決した阿蘇駅前周辺再開発事業の噴水整備などの具体的計画について問う。また、これらの事業により予想される集客数の伸び等の把握はできているか数字で示してもらいたい。



あそぼーい (宮地駅にて)

井野企画振興課長 2月臨時議会では、事業の概略部分を説明し可決していただきましたが、地下に防水用タンクを兼ね備えた貯水施設を設置し、地上にフラッシュジェット方式(ドライ方式)の噴水を設け、年間を通じてのライトアップ演出など計画しております。数字につきましては、JR阿蘇駅の利用者数が32%増、隣接の道の駅来館者が13%増、阿蘇の特産品の展示販売の売り上げも22年度2億5000万円から23年度は3億円を超える実績で、今後、事業の実施により更にプラスアルファの伸びしろ部分があると予測しております。

議会の豆知識

議会の使命とは

議会の使命は、一つ挙げられる。その第一は、地方公共団体の具体的政策を最終決定することである。

議会は、地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行っている。もちろん、現状では多くの政策は執行機関の側で作られ、議会に提案されているが、議員は本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して、政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において最終的な政策の決定すなわち地方公共団体の意思決定を行っているのである。

議員自身による政策提案は、具体的には質問、質疑というやや間接的な方法をとる場合が多いが、意見書、決議という形を

とったり、時には議員立法で条例を制定したりして直接的に政策形成を行うことができる。

その第二は、議会が決定した政策を中心に執行機関の行政の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立つてなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立つての監視である。

地方議会の構成員である議員は、以上のことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが要求される。

【以上、議員必携より抜粋】